

第 3 章

事務事業・施策課題の取組及び 政策評価委員会の検証結果

第3章 事務事業・施策課題の取組及び政策評価委員会の検証結果

1 平成23年度 事務事業・施策課題の概要

新総合計画では、基本構想で示した7つの基本政策（図表3-1参照）ごとに、施策課題の現状と課題を明らかにしています。また、施策課題の解決に向けて取り組む施策に対応する事務事業について、取組内容、現状及び計画期間内の目標を示しています。

各施策課題は、配下の事務事業の実施を通じて、課題を解決する施策が推進される関係にあることから、事務事業の達成状況の評価を行うとともに、その結果を踏まえて施策評価（課題解決に向けた施策の推進状況に対する評価）を行います。

＜図表3-1 基本政策の体系＞

基本政策	主な内容
I 安全で快適に暮らす まちづくり	市民の身近な暮らしの安全の確保、防災体制を強化し災害に強いまちづくりの推進、市民協働による地域課題の解決、日常生活での利便性向上に向けた取組、市民がいつまでも地域に住み続けたいと思えるような環境づくり
II 幸せな暮らしを共に支える まちづくり	市民の安心を保障する持続型の地域福祉社会の構築、市民一人ひとりが自らにかかわることは自らの責任と選択によって決定できるための取組の促進、地域社会に必要なセーフティネットの維持・提供
III 人を育て心を育む まちづくり	未来を担う子どもたちがたくましく生きる力を身につけ、すこやかに成長する姿を市民が実感できるような地域社会の構築、市民が生涯を通じていきいきと学び、活動することへの支援、多様な市民の経験や能力が地域の中で活かされるような環境づくり、人権が尊重され、誰もが共に生きていける社会の構築
IV 環境を守り自然と調和した まちづくり	快適な市民生活を守るための地域の環境対策への取組、廃棄物の抑制やリサイクルなど、循環型社会の構築をめざした責任ある行動の推進、市民共有の貴重な財産である緑の適切な保全と育成
V 活力にあふれ躍動する まちづくり	活力ある産業の創出や臨海部の再生、環境や福祉をはじめとした新産業の創造・育成など、国際競争力の強化と国際社会への貢献に向けた取組の推進、都市拠点や基幹的な交通網などについて、民間活力との連携を図りながら総合的・効果的な整備を推進
VI 個性と魅力が輝く まちづくり	都市イメージの向上と、多くの人々が集う賑わいのあるまちづくりの推進、個性にあふれ国際性に富んだ多様な文化の振興や地域間交流の推進、多摩川をはじめとした貴重な地域資源を活かし、川崎の魅力として育成
VII 参加と協働による市民自治 のまちづくり	新たな自治のしくみをつくり、市民本位の行政運営を推進、市民と行政の協働によるまちづくりの推進、地域の課題を解決できる区役所の機能の整備、市民満足度の高い行政サービスの提供

2 平成23年度 事務事業の達成状況

新総合計画の基本政策に位置付けられている912の事務事業のうち、東日本大震災の影響などにより、目標を下回ったものが23（912の事務事業に占める割合は2.5%）ありましたが、目標を上回って達成、または、目標をほぼ達成したものが889（同97.5%）あり、全体として順調に進捗しました。

平成23年度における事務事業の目標達成状況を5段階の区分で評価しました。基本政策に位置付けられている事務事業の達成状況の区分ごとにまとめたものが図表3-2、7つの基本政策ごとに内訳を示したものが図表3-3のとおりです。

なお、震災の影響を踏まえた取組については、平成23年度の取組内容を別に取りまとめでいます（168ページ参照）。

<図表3-2 事務事業の達成状況区分別 事務事業数>

達成状況区分	内 容	事務事業数	構成比
1	目標を大きく上回って達成	0	—%
	<ul style="list-style-type: none"> ●目標に明記した期日よりも相当早く達成し、そのことによりコスト面や市民サービスに大きく貢献した。 ●目標に明記した内容よりも相当高い水準であった。 ●目標に明記した数値を大きく上回った。 		
2	目標を上回って達成		
	<ul style="list-style-type: none"> ●目標に明記した期日よりも早めに達成し、そのことによりコスト面や市民サービスに貢献した。 ●目標に明記した期日どおり達成し、明記した内容よりも高い水準であった。 ●目標に明記した数値を上回った。 	11	1.2%
3	目標をほぼ達成	878	96.3%
	<ul style="list-style-type: none"> ●目標に明記した期日、内容どおりに達成した。 ●途中で多少の遅れはあったものの、最終期限には間に合う形で、目標に明記した内容どおりに達成した。 ●目標に明記した数値とほぼ同じであった。 ●概ね適正に処理し、業務遂行に支障がなかった。 		
4	目標を下回った		
	<ul style="list-style-type: none"> ●目標に明記した内容は達成したが、期日が遅れた。 ●目標に明記した期日どおりであったが、明記した内容に満たない水準であった。 ●目標に明記した数値を下回った。 ●所定の期日に間に合わないなど、業務を適正に処理できなかった。 		
5	目標を大きく下回った	0	—%
	<ul style="list-style-type: none"> ●目標に明記した期日よりも遅れ、明記した内容に満たない水準であった。 ●目標に明記した数値を大きく下回った。 		
合 計		912	100%

} 889 (97.5%)

<図表3-3 事務事業の基本政策別 達成状況区分内訳>

	I 安全で快適に暮らすまちづくり	II 幸せな暮らしを共に支えるまちづくり	III 人を育て心を育むまちづくり	IV 環境を守り自然と調和したまちづくり	V 活力にあふれ躍動するまちづくり	VI 個性と魅力が輝くまちづくり	VII 参加と協働による市民自治のまちづくり
1 目標を大きく上回って達成	0	0	0	0	0	0	0
2 目標を上回って達成	2	3	1	2	3	0	0
3 目標をほぼ達成	174	163	116	124	151	49	101
4 目標を下回った	2	3	5	2	8	3	0
5 目標を大きく下回った	0	0	0	0	0	0	0
合計	178	169	122	128	162	52	101

3 平成23年度 施策評価結果

第3期実行計画に位置付けられている261の施策課題について、平成23年度の施策評価を行った結果、施策が推進していないものはなく、すべての施策課題は、「施策の目標」の実現に向けて、施策が概ね順調に推進しました。

内訳としては、施策が順調に推進したものが233（261の施策課題に占める割合が89.3%）、そのうち新たな課題等がないものは69（同26.5%）、新たな課題等があるが、今後も現在の取組の継続等により対応できるものは164（同62.8%）ありました。一方、施策が一定程度推進したものの、新たな課題等があり、計画の見直し等が必要なものが28（同10.7%）ありました。

施策評価においては、東日本大震災を踏まえて行った新たな取組等を反映した成果をもとに、施策評価ごとに評価を行いました。この評価結果を評価区分ごとに取りまとめたものが図表3-4で、基本政策ごとの内訳を示したものが図表3-5のとおりです。

<図表3-4 評価区分別 施策課題数>

評価区分	内 容		施策課題数	構成比
A	施策が順調に推進したもの	I ●「施策の目標」の実現を阻害するような新たな課題や残された課題等はなく、「施策の目標」に向かって順調に進捗している場合	69	26.5%
		II ●新たな課題や残された課題等があるが、「施策の目標」の実現を阻害するようなものではなく、今後も現在の取組の継続又は一部改善により対応できる場合	164	62.8%
B	施策が一定程度推進したもの	●新たな課題や残された課題等があり、「施策の目標」の実現に向けて、計画の見直しや取組の改善が必要な場合	28	10.7%
C	施策が推進していないもの	●前提としていた諸条件（法制度等）が大きく変化し、取組内容の抜本的な見直しを行わなければ、「施策の目標」の実現が困難な場合	0	—%
合 計			261	100%

} 233
(89.3%)

<図表 3-5 基本政策別 評価区分内訳>

		I 安全で快適に暮らすまちづくり	II 幸せな暮らしを共に支えるまちづくり	III 人を育て心を育むまちづくり	IV 環境を守り自然と調和したまちづくり	V 活力にあふれ躍動するまちづくり	VI 個性と魅力が輝くまちづくり	VII 参加と協働による市民自治のまちづくり
A 施策が順調に推進したもの	I (施策の目標の実現を阻害するような新たな課題や残された課題等はない)	22	2	7	5	14	9	10
	II (新たな課題等が生じているが、現在の取組の継続又は一部改善で対応可能)	19	23	27	32	45	10	8
B 施策が一定程度推進したもの		4	12	1	2	6	2	1
C 施策が推進していないもの		0	0	0	0	0	0	0
合 計		45	37	35	39	65	21	19

4 平成23年度 施策評価に対する政策評価委員会の検証結果

本市では、評価制度の改善・改良に資することを目的として、行政自らが実施した評価結果について、その評価が客観的かつ公正な評価手法等に基づき実施されているかなどについて審議を行う政策評価委員会を設置しています。

平成23年度に実施した施策評価について、政策評価委員会から次のとおり検証結果が示されました。

平成24年8月

川崎市長 阿部孝夫 様

川崎市政策評価委員会

委員長 高千穂 安長

平成23年度施策評価の検証結果について

政策評価委員会では、平成23年度の「施策評価」が客観的かつ公正な評価手法に基づき実施されているか、また「評価の結果は市民にとって分かりやすいものとする」という自治基本条例第17条第2項の規定に沿って市民の目線で分かりやすく実施されているか等について検証を行いました。

その結果、全体としては、「施策進行管理・評価票」の記載内容について、新総合計画の適切な進行管理や市民への説明責任を果たしていくという目的に向かって、概ね適正な取組が行われていると認められました。

一方、「施策進行管理・評価票」の記載内容について、分かりやすい記述に改める必要があると思われる事例も一部に見られましたので、改善意見を付しています。

本委員会では、市の評価制度の改善・改良を一層促進するという観点から、別紙のとおり、検証結果を取りまとめましたので、市においては、これを十分尊重した取組を進めていくことを求めます。

政策評価委員会の検証結果は、155ページから167ページのとおりです。

平成23年度施策評価の検証結果

平成24年8月

川崎市政策評価委員会

目次

はじめに

- 1 検証の対象及び検証の項目・手法
- 2 検証の結果及び改善意見
- 3 今後の課題と取組の方向性

おわりに

はじめに

川崎市は、平成17年3月に市政運営の基本方針として策定した市の総合計画である「川崎再生フロンティアプラン」の適切な進行管理を行うため、「川崎再生 ACTION システム（事務事業総点検及び施策評価）」を活用して「計画・実行・評価・改善（Plan-Do-Check-Action）」のしくみを構築し、地域課題の解決に向けて、施策や事業の効果的、効率的な実施に取り組んでいます。

第3期実行計画期間の初年度である平成23年度においても、こうしたPDCAサイクルのしくみを活かして、社会環境の変化に迅速かつ的確に対応するための取組を推進しています。

本委員会は、こうした市の取組のうち、市自らが行った施策の評価について、「評価の結果は市民にとって分かりやすいものとする」という自治基本条例第17条第2項の規定に沿って、市民の目線で分かりやすい評価が実施されているかという視点から検証を行い、市の評価制度の改善に向けた意見等を付しています。

1 検証の対象及び検証の項目・手法

（1）検証対象とした「施策課題」

第3期実行計画に関する本委員会における検証は、261の施策課題のうち、特に重点的・戦略的に取り組むことにより、大きな施策成果の達成や計画全体の推進を先導していく施策を取りまとめた、「第3期実行計画 重点戦略プラン」に関連のある120の施策課題を抽出して行いました。

（2）検証の項目と手法

検証は、市の評価結果をまとめた「施策進行管理・評価票（以下「評価票」という。）」について、その記載項目に沿って行き、「課題、概要、目標の分かりやすさ」、「成果説明の妥当性」、「参考指標の妥当性及び分かりやすさ」の3つを検証項目としました。

検証の手法は、3つの検証項目について、あわせて5つのチェックポイントを設け、チェックポイントごとに「良（良好と判断）」、「可（概ね良好と判断）」、「要改善（市民への説明責任が果たされていないと判断）」の3段階で判定する方式としました。

「要改善」と判定した場合には、その理由（改善意見等）を具体的に示すこととし、また、「良」、「可」と判定した場合についても、市民がより分かりやすく理解しやすい記載方法等の工夫の余地はないかという視点から改善提案ができるものについては、コメント（改善意見等）をできる限り示すこととしました。

検証項目及びチェックポイントは、図表1のとおりです。また、「良」、「可」、「要改善」の判定基準は、図表2のとおりです。

図表 1 検証項目及びチェックポイント

検証項目（１） 課題、概要、目標の分かりやすさ

チェックポイント①「解決すべき課題」、「施策の概要」、「施策の目標」は具体的かつ分かりやすいか。

チェックポイント②「解決すべき課題」、「施策の概要」、「施策の目標」の関連性が分かりやすく記述されているか。

検証項目（２） 成果説明の妥当性

チェックポイント③「当該年度の成果」や「残された課題等」は施策課題全体を網羅しており、具体的かつ分かりやすいか。

チェックポイント④「当該年度の成果」、「残された課題等」は、「評価結果（評価区分：AⅠ、AⅡ、B、C）」と見合った内容となっているか。

検証項目（３） 参考指標の妥当性及び分かりやすさ

チェックポイント⑤「参考指標」は成果を説明するものとしてふさわしいか。また、具体的かつ分かりやすいか。
「参考指標」が設定されていない場合、その理由は妥当か。

図表2 「良」、「可」、「要改善」の判定基準

判定区分	判定の考え方
良	<p>●良好と判断される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より分かりやすく説明が行われているもの 例えば、「成果の説明」で、単に〇〇をやりましたというアウトプットの説明だけでなく、さらに踏み込んで、その結果、どのような成果がもたらされたかというアウトカムの説明まで行われている場合
可	<p>●概ね良好と判断される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民が理解できる説明がされているもの 例えば、アウトカムの説明は行われていないが、事業実績や進捗率などの参考指標を用いて、アウトプットの説明が行われている場合
要改善	<p>●市民への説明責任が果たされていないと判断される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民へ誤ったメッセージを与えるおそれのあるもの ・市民の理解を得るための説明として適正でないもの 例えば、「解決すべき課題」、「施策の概要」、「施策の目標」の記述内容がそれぞれ対応・関連していない場合、参考指標による説明が行われているが、施策の成果の説明として有効でない場合など

各委員が上記の「良」、「可」、「要改善」の判定を行うにあたっては、詳細な判定基準を示した「『施策進行管理・評価票』検証マニュアル」（参考資料4）に基づいています。

2 検証の結果及び改善意見

(1) 検証結果の概況

検証を行う120施策課題に対して、1施策課題につき2名の委員が、3つの検証項目について、あわせて5つのチェックポイントで検証を行いました。

図表3のとおり、5つのチェックポイントについて、「良（良好と判断）」、「可（概ね良好と判断）」と判定されたものが延べ1,018件（構成比84.8%）ありました。

一方、「要改善（市民への説明責任が果たされていないと判断）」と判定されたものが、延べ182件（同15.2%）あり、これらについては市民の目線に立って、後述する「改善意見等」に沿った評価票の記述の見直しが必要となっています。

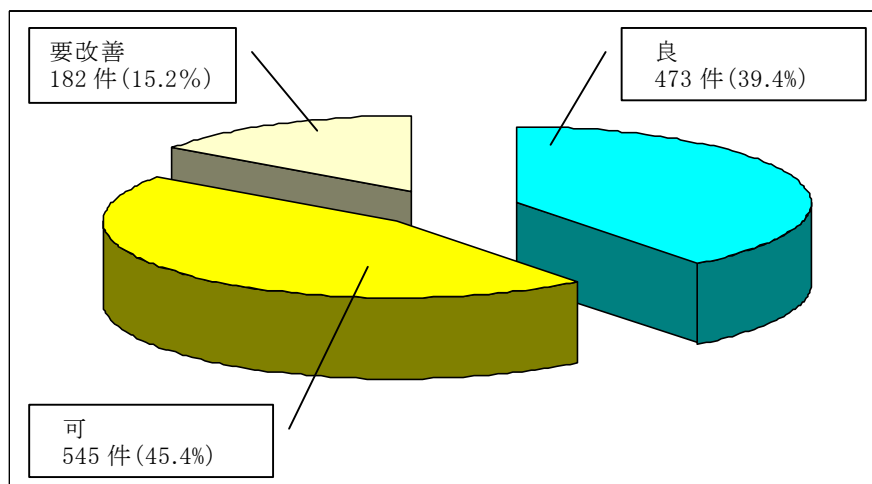
図表3 検証項目・チェックポイント別判定結果分布

(単位；件)

	検証項目(1) 課題、概要、目標の分かりやすさ		検証項目(2) 成果説明の妥当性		検証項目(3) 参考指標の妥当性及び分かりやすさ	合計
	チェックポイント① 課題等の具体性等	チェックポイント② 課題等の関連性	チェックポイント③ 当該年度の成果等の具体性等	チェックポイント④ 成果説明と評価結果の整合性	チェックポイント⑤ 参考指標の妥当性等	
良	92 38.3%	108 45.0%	87 36.3%	103 42.9%	83 34.6%	473 39.4%
可	106 44.2%	99 41.2%	117 48.7%	97 40.4%	126 52.5%	545 45.4%
要改善	42 17.5%	33 13.8%	36 15.0%	40 16.7%	31 12.9%	182 15.2%
合計	240 100%	240 100%	240 100%	240 100%	240 100%	(注)1,200 100%

1,018件
84.8%

(注)120の施策課題を2名の委員が5つのチェックポイントについて検証したことから、チェック項目の母数は、120の施策課題×2名の委員×5つのチェックポイントで、1,200となっています。



(参考)
昨年度の
要改善の
割合
10.9%

本委員会では、評価票の検証に当たり、「要改善」と判定したものだけでなく、「良」、「可」と判定したものについても、評価票の記載内容をより分かりやすくするという視点から、できるだけコメント（改善意見等）を付すこととしました（「改善意見等の内容」は次章に記述）。

改善意見等を付した施策課題の延べ数は全体で547件となっており、検証項目・チェックポイント別の改善意見等の状況を示すと図表4のとおりです。

図表4 検証項目・チェックポイント別の改善意見等の状況

検証項目	チェックポイント	改善意見等のあった施策課題の延べ数			
		各改善意見等に対応する判定結果の内訳			要改善
		良	可		
(1) 課題、概要、目標の分かりやすさ	①「解決すべき課題」、「施策の概要」、「施策の目標」は具体的かつ分かりやすいか。	119	9	68	42
	②「解決すべき課題」、「施策の概要」、「施策の目標」の関連性が分かりやすく記述されているか。	83	4	46	33
	小計	202	13	114	75
(2) 成果説明の妥当性	③「当該年度の成果」や「残された課題等」は施策課題全体を網羅しており、具体的かつ分かりやすいか。	127	13	78	36
	④「当該年度の成果」、「残された課題等」は、「評価結果（評価区分：AⅠ、AⅡ、B、C）」と見合った内容となっているか。	101	18	43	40
	小計	228	31	121	76
(3) 参考指標の妥当性及び分かりやすさ	⑤「参考指標」は成果を説明するものとしてふさわしいか。また、具体的かつ分かりやすいか。「参考指標」が設定されていない場合、その理由は妥当か。	117	15	71	31
合計		547	59	306	182

(2) 改善意見等

個々の評価票について、各委員が検証を行った結果、各委員からは様々な意見が提示されました。これを検証項目・チェックポイント別の意見と総括的な意見に整理すると、次のとおりです。

ア 検証項目・チェックポイント別の意見

検証項目（1）課題、概要、目標の分かりやすさ

チェックポイント	主な改善意見の要旨
①「解決すべき課題」、「施策の概要」、「施策の目標」は具体的かつ分かりやすいか。	<ul style="list-style-type: none">● 広範かつレベル感に差異のある課題等が列挙されているため、市民等への分かりにくさ・不親切さは否めない。課題、施策については、ある程度体系的に集約した描写にした方が、市民等への理解向上につながる。● 「施策の目標」の記述が施策概要に留まっている。「何をする」ではなく、「どうなりたい・どうなる」という視点で再考すべき。● 施策の概要と目標の記述がほぼ同じ。● 全体目標像が見えないと政策が何に基づいて行われているのか判断できないので、市として今後最低限確保したい事業規模を何らかの形で表記すべき。● 概要に記述されている整備方針の具体的な内容を1～2挙げて説明するとわかりやすい。● 「スマートシティ」「バスロケーションシステム」「多摩川プラン」「かわさきコンパクト」などについて、用語の説明を加えるとわかりやすい。
②「解決すべき課題」、「施策の概要」、「施策の目標」の関連性が分かりやすく記述されているか。	<ul style="list-style-type: none">● 施策の概要に書かれている内容の一部しか施策の目標に書かれていない。● 課題と目標の対応関係が分かりにくい。課題に記載されていない法律の適正な運用について、目標において唐突に記載されている。

検証項目（２）成果説明の妥当性

チェックポイント	主な改善意見の要旨
③「当該年度の成果」や「残された課題等」は施策課題全体を網羅しており、具体的かつ分かりやすいか。	<ul style="list-style-type: none"> ●総じて、アウトカム説明がなされていない。 ●着実に取り組んだ、運用したといった表現が多い。各種イベントへ具体的に何回参加し、何人または何社と接点を持ったのかといった結果が明記されないと成果が見えない。 ●対前年比を参考値として明記しなければ、「順調」かどうかわからない。 ●動きのあった事項についての記載はあるが、施策目標全体についての説明をするべき。 ●施策が生活密着型のものでないため、具体的な事例を記載しないと市民が内容を把握できない。
④「当該年度の成果」、「残された課題等」は、「評価結果（評価区分：AⅠ、AⅡ、B、C）」と見合った内容となっているか。	<ul style="list-style-type: none"> ●AⅡ判定とするのであれば、新たに生じている課題等が何なのか、現行の記載では読み取り辛い。 ●計画に沿って順調に課題解決が図られているとあるが、経年的に比較可能な根拠があるのか。 ●AⅡとするからには、以前より改善していることを示さないと、課題解決に向けて順調に進んでいるとは読み取れない。

検証項目（３）参考指標の妥当性及び分かりやすさ

チェックポイント	主な改善意見の要旨
⑤「参考指標」は成果を説明するものとしてふさわしいか。また、具体的かつ分かりやすいか。「参考指標」が設定されていない場合、その理由は妥当か。	<ul style="list-style-type: none"> ●設定されている参考指標について、施策の目標や成果のどの部分の説明として関連しているのかわからない。 ●参考指標を設定できないとした施策についても、指標化できる事項があるのではないか。 ●目標として掲げた参考指標の目標設定値の妥当性の判断が難しい。

イ 総括的な意見

改善意見等の要旨

- 施策の取組内容（アウトプット）が、目標として実現したい状態（アウトカム）であると市民等に誤解される懸念がある記述内容である。
- 全般的に何をやろうとしているかは伝わってくるが、一部に解説が必要と思われる用語が散見された。一般に認知されているとは考えにくいものについては、カッコ書きで簡単な解説を加えた方がよいと思われる。
- 既存ストックの「有効活用」というと、使用目的の緩和や転用などを思い浮かべるが、ここでは、古い施設を改善しつつ長く利用するという限定的な意味合いのように理解され、用語に若干違和感を持った。
- 一般の市民にとってあまりなじみのない事業の場合、ビジネスマッチングやコーディネートなどのカタカナ用語が市民に理解してもらえぬのが気になる。そうした用語の前後に具体的な説明が書かれてあれば、よりわかりやすい。
- 一文に様々なキーワード・思いが混在しており、理解が難しい。その結果、抽象度が高くなっている。課題設定及びそれを踏まえた目標設定を分解・整理した方が、市民等の理解を得やすい。

3 今後の課題と取組の方向性

市の評価制度である「川崎再生 ACTION システム（事務事業総点検及び施策評価）」は、新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」の進行管理や市民への説明責任を果たしていくためのツールとして活用されてきました。市においては、全ての施策・事務事業を対象として、目標等の実現に向けた問題・課題を整理し、予算編成や組織整備・人員配置計画の策定に反映させるなど活用を図っており、これについては、本委員会においても、自治体における先駆的な取組として、高く評価していることは、これまでも述べてきたところです。

市では、この評価制度をより効果的に実施していくため、本委員会から示された意見などを踏まえて、平成23年度においては、評価制度の改善に向けた庁内会議の開催、改善意見のフィードバックの実施、評価票の改善などの取組を進めており、新総合計画の進行管理や市民への説明責任を果たしていくという目的に向かった取組がされています。

また、これまでの取組を経ることで、新総合計画策定当初と比べ、市民への説明責任を果たしていくツールとして、大きく改善しているところですが、一方で、こうした改善に向けた取組にもかかわらず、一部の評価票の記述について、市民への説明責任を果たすためには、説明内容の補足や工夫が必要と思われる記述が見受けられました。

本委員会としては、今回の検証結果を踏まえて、市の評価制度の改善・改良に向けて、市の取組を一層促進していくという観点から、今後の課題や取組の方向性について、次のとおり、意見をまとめました。

（1）適正な評価実施の原点としての目標の明確化

評価において、しっかり成果を把握していくためには、各施策において明確な目標が設定されていることが重要です。今回の検証においては、一部の施策課題に、目標の記述が抽象的な説明であるものや、目標としては不適切な記述となっているものなどが見られました。

こうしたことから、市においては、各施策課題の目標の明確化等に取り組むことで成果の十分な把握に繋げ、PDCAサイクルをより一層有効なものとし、併せて、市民に対して十分に説明責任を果たしていくことを期待します。

（2）評価内容の組織的なチェック力の向上

市において施策・事業の評価を実施することは、PDCAサイクルにおける施策の推進に有効であるとともに、市民に対して説明するツールとして重要なものであることは、言うまでもありません。そのツールをさらに有効なものとしていくためには、事業局において高い意識をもって取り組むことはもちろんのこと、庁内においても客

観的な視点から、その評価の妥当性を検証していくことの重要性は、これまでも委員会において指摘してきたところです。

市はこれまでも市内の異なる組織において市が実施した評価の検証を行ってきたところですが、第3期実行計画においても、こうした取組が有効に機能するよう、より一層工夫していくことを期待します。

(3) 改善意見への着実な対応によるPDCAサイクルの実現

委員会はこれまで市に対し、評価票の記述に対して様々な改善意見を述べてきました。市では、その改善意見を事業局にフィードバックすることで、評価票の分かりやすさの改善に努めてきたところです。

こうした取組の積み重ねにより、評価票の記述は、新総合計画策定当初と比べ、大きく改善されてきました。しかしながら、今回の検証においては、昨年度の検証結果を上回る割合で「要改善」の判定があり、引き続き、改善の余地があることについて指摘をしております。

こうした検証結果を踏まえ、委員会からの改善意見を通じた事業局との意見交換を十分に行うことなどにより、この改善意見の趣旨を所管課に定着させ、市の評価が着実に改善していくことを望みます。

おわりに

本委員会の活動も7年目を迎え、平成23年10月に就任した第4期委員においても、これまでの考え方を継承し「市民にとって分かりやすい評価」という視点で、検証に取り組んできました。

今回は、第3期実行計画期間の施策評価に対する初めての検証であったことから、評価票の中で使われている専門用語等も含めて、丁寧な説明が必要であることについて、委員から改善意見を付しました。その一方で、施策評価に対する検証の開始当初に比べて、説明の分かりやすさが向上していることは、これまでの委員会における取組が着実に推進された結果として受け止めているところです。

市は、新総合計画の集大成となる第3期実行計画の計画期間の評価に当たり、本委員会の検証結果を充分反映し、自治基本条例の趣旨に基づき、市民の視点に立脚した評価に取り組まれることを望みます。

また、委員会としては、昨年度からの第3期実行計画の計画期間において、今後もこれまでの取組を継承・発展させることはもとより、市の事業の効果的・効率的な進行管理に向けて、「分かりやすい評価」を着実なものとしていくための検証を引き続き実施していくことに加え、新たな検証手法も検討し、評価制度のさらなる改良・改善に貢献していくことができると考えます。

市政を取り巻く社会経済状況の変化に的確な対応をしていくためには、PDCAサイクルのしくみにより、効果的な施策執行と課題解決を図ることで、市のまちづくりの基本目標である「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」を実現していくことを期待します。

【参考】 平成23年度 東日本大震災を踏まえた事務事業等における取組

東日本大震災の発生による、第3期実行計画に位置付けた事業目標の実現への影響に対処するとともに、被災地・被災者への支援等の新たな課題に対応するため、平成23年度には、第3期実行計画に位置づけられていないものを含め、さまざまな取組を行いました。このうち主なものを、本市の東日本大震災対策本部の設置にあたって整理した分野ごとに選んでまとめたものが、次のとおりです。

1 被災地・被災者への支援の取組

事務事業等における取組（所管局）	主な内容
被災地支援事業（総務局、関係局）	被災自治体からの要請や被災地へ派遣された職員等からの情報に基づき、被災地に対して、本市の備蓄物資であるアルファ米や毛布、仮設トイレなどの物資を支援しました。また、全国市長会や、国、関係機関のほか、被災自治体からの直接の要請により、医療関係、上下水道関係、土地家屋調査関係、港湾関係、避難所対応関係、選挙事務関係など、平成23年度は延べ4,300人日以上の職員を派遣しました。
東日本大震災被災者支援窓口等運営事業（市民・こども局）	東日本大震災による被災地からの避難者の方々を受け入れるため、とどろきアリーナに7月31日まで一時避難所を設置し、管理運営にあたりました。一時避難所の閉鎖後、8月1日から中原区役所内に「東日本大震災避難者支援総合相談窓口」を設置し、市内に居住する避難者に継続的な支援を実施しました。
雇用労働対策・就業支援事業（経済労働局）	7月まで本市の避難所となっていたとどろきアリーナにおいて求人情報コーナーを設置するとともに、月2回の相談会を開催するなどして計32件の相談に応じました。避難所閉鎖後も、中原区役所における月2回の相談会等を開催し、計13件の相談に応じました。
観光振興イベントと連携した東北復興支援（経済労働局）	平成23年度中、20を超えるイベントで東日本応援ブースを設置し、物産販売等を実施しました。事業スタッフについては、東北からの市内避難者2名の雇用を実現しました。
被災者等の支援のための基金の創設（健康福祉局）	被災地の自治体等からの要請による支援物資の購入や、本市への避難者の生活支援に関する事業を実施するため、市民・企業・団体からの寄附や本市の補正予算を原資とした東日本大震災被災者等支援基金を設置しました。この基金を活用して、関係局と連携し被災地への物資援助を実施しました。また、本市への避難者に対し支援金を支給しました。
市内避難所における健康相談（健康福祉局）	7月31日まで、避難所（とどろきアリーナ）に入所した被災者の健康相談を行うため、区役所保健福祉センター等の保健師1名を派遣しました。保健福祉センター及び健康福祉局医師1名は当番制で後方支援として保健師からの相談を受ける体制をとりました。相談実施件数は延べ941件。
応急仮設住宅借上事業（まちづくり局）	7月19日から29日までの間に、東日本大震災で川崎市内に避難した岩手県・宮城県・福島県の被災者29世帯から相談を受け、うち26世帯に民間賃貸住宅を活用して災害救助法に基づく応急仮設住宅を提供しました。
川崎港と被災地港湾との海上輸送の支援（港湾局）	4月1日から9月30日まで、川崎港と被災地港湾との間を航行する船舶に対し、入港料及び係船岸壁使用料等を免除し、延べ715隻の入港料及び延べ142隻の係船岸壁使用料等に適用しました。また、被災地港湾を利用していた定期航路を、復旧までの間、東扇島公共埠頭に受け入れました。さらに、7月12日から11月30日まで、川崎港と被災地港湾を結ぶ海上コンテナ輸送に対して、コンテナ1本あたり5,000円を補助する制度を設け、300本（40フィート換算）のコンテナに対し補助を行いました。

事務事業等における 取組（所管局）	主な内容
就学援助・就学事務（教育委員会事務局）	東日本大震災に伴う被災地域からの児童・生徒を弾力的に受け入れるとともに、経済的理由により就学困難と認められる世帯に対し、就学援助制度を適用し、中学校のランチサービスに係る費用については、特例措置として支給対象としました。
飯館村子ども・子育て応援事業（教育委員会事務局）	福島第一原子力発電所の事故を受け、計画的避難区域に指定され村外に避難している福島県飯館村から、小学校低学年児童とその保護者や家族の方々52家族174名を招待し、川崎市藤子・F・不二雄ミュージアムやよみうりランド等で2泊3日を過ごしていただきました。
避難者相談窓口の運営（各区役所）	各区役所に避難者相談窓口を設置し、東日本大震災の被災地域から市内に避難してきた方に対して、避難者登録、生活相談、各種支援策の情報提供等を行いました。

2 市民生活の安全・安心を守る取組（放射性物質対策関係を除く）

事務事業等における 取組（所管局）	主な内容
危機管理対策事業（総務局）	初動体制強化のため、本部事務局員を本庁舎近隣に居住する職員から指定することに変更するなど、災害対策本部事務局の体制を見直すとともに、災害対策本部事務局の運用マニュアルの整備を行いました。区役所の防災体制を見直し、副区長を区本部事務局長とするなど迅速な意思決定ができる体制としました。
防災対策管理運営事業（総務局）	東日本大震災における教訓を踏まえ、「川崎市地域防災計画」（震災対策編）について、被害想定調査の結果を待たずに早急に対応できる「帰宅困難者対策」、「津波対策」、「高層集合住宅対策」などの項目を拡充した第1期修正の素案を策定しました。平成22年度に公表した「川崎市地震被害想定調査」について、学識者からなる「川崎市防災対策検討委員会」において想定震度や地震被害の前提条件を検討した上で、調査に着手しました。
川崎シンフォニーホール管理運営事業（市民・こども局）	東日本大震災の影響により被害を受けたミュージア川崎シンフォニーホールの音楽ホールについて、ホール休館中においても市内の音楽大学や公共施設等で代替公演を実施していくとともに、ホール復旧に着手しました。
公共建築物のつり天井対策（まちづくり局）	東日本大震災によるミュージア川崎シンフォニーホールの天井落下被害を受け、天井落下防止対策の強化を図るため、吊り天井を有する33施設について、現地調査及び実施設計を行い、補強対策が不要となった4施設を除く29施設について、地震の際、水平方向の揺れを制御するための振れ止めの設置等を行う補強工事に着手しました。
災害復旧工事業務（港湾局）	東日本大震災により、東扇島地区の道路が液状化し、車道及び歩道の隆起・沈下や排水施設の損傷等が発生したため、災害復旧工事を行いました。
局の調査事務・教育委員会運営事務（教育委員会事務局）	東日本大震災を受け、市内において震度5強以上の地震が発生した場合は、小学校・特別支援学校においては、保護者に直接引き渡すことを原則とし、中学校、高等学校においては、あらかじめ保護者と合意した方法により下校させるとともに、翌日を全市一斉に臨時休業にするなどの地震発生時の初動体制を平成23年6月に定め、既存の「新学校防災マニュアル作成指針」に追補するとともに、学校・保護者等へ周知を行いました。 また、『学校防災実用ガイド』・『新学校防災マニュアル作成指針〈チェックリスト&ポイント〉改訂版』を作成し、全教職員へ配付しました。

3 社会経済の活性化に向けた対応

事務事業等における取組（所管局）	主な内容
音楽のまちづくり推進事業（市民・子ども局）	ミュージア川崎シンフォニーホールを会場に予定していたイベントについて、代替会場を確保しての開催等につなげるとともに、次年度のイベントの開催に向けて必要な調整を行い、地域の賑わいや活性化を図りながら音楽のまちづくりを推進しました。活動拠点であるミュージアを使用できなくなった東京交響楽団については、イベントやメディアを通じて情報を発信するなどの支援を行いました。
川崎シンフォニーホール管理運営事業（市民・子ども局） ※再掲	東日本大震災の影響により被害を受けたミュージア川崎シンフォニーホールの音楽ホールについて、ホール休館中においても市内の音楽大学や公共施設等で代替公演を実施していくとともに、ホール復旧に着手しました。
間接融資事業（経済労働局）	東日本大震災で影響を受けた市内中小企業の方の資金繰り支援のため、「激甚災害対策資金」、「大震災対策緊急資金」、「東日本大震災復興緊急特別融資」の3資金を創設し、それぞれ9件（3億円）、871件（123億円）、433件（91億）の融資実績がありました。
中小企業の経営相談・金融相談事業（経済労働局）	東日本大震災で影響を受けた市内中小企業の方の資金繰り支援のため、金融課と中小企業溝口事務所の2箇所に「東日本大震災」特別相談窓口を創設し、1355件の相談に応じました。
観光振興イベントと連携した東北復興支援（経済労働局） ※再掲	平成23年度中、20を超えるイベントで東日本応援ブースを設置し、物産販売等を実施しました。事業スタッフについては、東北からの市内避難者2名の雇用を実現しました。
地球温暖化対策事業（環境局）	首都圏の深刻な電力不足に対応するため、「電力不足対策基本方針」及び「電力不足対策行動計画（2011夏期版）」を作成し、その方針等に基づき、省エネ機器導入促進に向けた取組や、市役所の率先した取組として、庁内照明LED化モデル事業などを行うとともに、CC川崎エコ会議においてCCかわさき節電アピールを採択するなど、市民・事業者・行政が一体となって節電対策に取り組みました。
災害復旧工事業務（港湾局） ※再掲	東日本大震災により、東扇島地区の道路が液状化し、車道及び歩道の隆起・沈下や排水施設の損傷等が発生したため、災害復旧工事を行いました。

4 放射性物質対策の取組

事務事業等における取組（所管局）	主な内容
市内産農産物放射能濃度検査事業（経済労働局）	かわさき農産物ブランド品の野菜等について、農業団体、関係局と連携し、概ね出荷前に放射能濃度検査を実施しました。検査結果については、検査当日に報道への投げ込み、ホームページへの掲出等を行い、広く市民に周知しました。
公害調査研究事業（環境局）	公害研究所と麻生大気測定局にモニタリングポストを設置して空間放射線量の常時測定を行うとともに、測定結果を市ホームページ等で公表しました。
ごみ焼却事業（環境局）	ごみ焼却灰から放射性物質が検出されて以降、飛灰について一時保管を継続しました。併せて、安全確認のため、焼却灰、海面埋立処分場の保有水等について、定期的に放射能濃度の測定を行うとともに、市内4処理センターの敷地境界等において放射線量の測定を行い、市ホームページで公表しました。

事務事業等における 取組（所管局）	主な内容
食品衛生事業（健康福祉局）	中央卸売市場食品衛生検査所において農産物、水産物の流通時の収去検査や、市内小売店からの収去検査を実施し、その結果についてホームページで公表しました。
公園緑地維持管理事業（建設緑政局）	各区役所道路公園センターと連携して、市内の公園等における放射線量の測定を行ったほか、市民自ら放射線量の測定を行い、本市が目安としている値を超える放射線量が測定されたとの連絡を受けた際に、その場所の再測定を行いました。本市が目安とする値を超える放射線量が測定された場所では、落ち葉等を撤去し、保管場所へ運搬しました。
放射性物質が検出された焼却灰等の一時保管場所設置に向けた調整及び整備（港湾局）	放射性物質が検出されたごみ焼却灰及び下水焼却汚泥の保管場所の確保を行い、放射性物質が検出された物質の一時保管を、浮島1期埋立地内で開始しました。
川崎港における輸出貨物及び海水の放射線量等測定体制の構築（港湾局）	川崎港から輸出されるコンテナ及び中古自動車について、民間事業者の協力の下、放射線量の測定体制を構築するとともに、高濃度の放射線量が検出された場合の対応等を定めました。また、川崎港の海水における放射性物質を隔週で検査し、結果を市及び国土交通省ホームページで公表しました。
水質管理業務（上下水道局）	浄水場、配水池において放射性ヨウ素と放射性セシウムの測定を毎日実施し、測定結果は原則測定当日に市ホームページで公表しました。
汚泥処理施設の運転操作及び維持管理業務（上下水道局）	下水汚泥の処理に伴って発生した焼却灰から放射性物質が検出されたことから、入江崎総合スラッジセンター場内及び浮島1期埋立地において保管を行いました。市民への情報公開や作業者の安全衛生上の観点から焼却灰中の放射性物質濃度、委託業者の作業環境、保管場所の敷地境界の空間放射線量等の放射能関連項目の測定も定期的に行いました。
給食食材安全対策事業（教育委員会事務局）	学校給食における食材の安全性を確認し保護者等の不安感を解消するために、食材の放射能濃度を測定し、公表しました。
放射線対策業務（環境局、各区役所）	放射線の影響を受けやすいとされる乳児・幼児・児童・生徒が通園・通学する保育園、幼稚園、小・中学校のほか、道路、公園における放射線量について測定を実施し、放射線量が基準を超えた場所では、除去作業・再測定を行いました。また、市民から要望の高かった簡易型の放射線測定器の無料貸し出しを町内会、自治会等の団体向けに行いました。